

精神保健福祉相談（医師による精神保健福祉相談） について

区民の身近な相談窓口として、精神保健福祉相談員や保健師がこころの健康に関する相談（※常設）を実施しています。必要に応じて医師による精神保健福祉相談（予約制）も受けられます。

※ 事前にお電話いただくとありがたいです。

1 実施回数

精神科医師による相談：月 2 ～ 3 回実施（予約制）

2 場所

都島区保健福祉センター分館 （本人や家族了解があれば訪問相談も可能）

3 対象

区民（本人、家族等）、関係機関支援者

4 相談内容（面接、訪問）

こころの健康に関する相談

面接による相談（必要に応じて訪問相談）を行っています。

（例）・病気（精神症状、受診の必要性など）についての相談

うつ病、そううつ病、統合失調症、依存症、不眠、食欲不振、引きこもり

自傷他害行為、

・受診先（医療機関）や相談機関についての相談

・家族等の対応の仕方

・支援者の対応の仕方

※ ご注意：精神保健福祉相談は、治療は行っておりません。相談の場となっておりますのでご理解ください。